

令和8年度 2号認定・3号認定を受けた小学校就学前子どもの利用者負担額基準表

各月初日の小学校就学前子どもの属する世帯の階層区分		利用者負担額(月額)(各階層区分の上段が保育標準時間認定を受けた場合、下段が保育短時間認定を受けた場合の金額)			
階層区分	定 義	3歳未満児	3歳児	4歳以上児	
1	生活保護法(昭和25年法律第144号)に基づく被保護世帯(単給世帯を含む。)及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律(平成6年法律第30号)による支援給付受給世帯並びに児童福祉法(昭和22年法律第164号)第6条の4第1項に規定する里親である教育・保育給付認定保護者の世帯	0円	0円	0円	
2	1階層を除き、当該年度分(4月から8月までにあつては前年度分。以下同じ。)市町村民税非課税世帯	0円			
3	1階層及び2階層を除き、当該年度分の市町村民税の額の区分が右欄の区分に該当する世帯	市町村民税所得割課税額 48,600円未満			14,600円
4		市町村民税所得割課税額 48,600円以上 65,000円未満			14,500円
5		市町村民税所得割課税額 65,000円以上 97,000円未満			19,500円
6		市町村民税所得割課税額 97,000円以上 120,000円未満			19,300円
7		市町村民税所得割課税額 120,000円以上 169,000円未満			21,000円
8		市町村民税所得割課税額 169,000円以上 270,000円未満			20,800円
9		市町村民税所得割課税額 270,000円以上 301,000円未満			28,900円
10		市町村民税所得割課税額 301,000円以上			28,600円
			31,100円		
			30,700円		
		39,700円			
		39,200円			
		42,700円			
		42,100円			
		56,000円			
		55,200円			

※階層区分は、4月～8月は前年度の市民税額に基づく利用者負担額、9月～翌年3月は当年度の市民税額に基づく利用者負担額になります。

※利用者負担額を算定する際の市町村民税所得割課税額は、寄附金税額控除、外国税額控除、配当控除、住宅借入金等特別控除、配当割額又は株式等譲渡所得割額の控除を含まずに算出した額になります。

※同一世帯で2人以上の小学校就学前子どもが同時に保育所等を利用している場合、最年長の子どもから順に2人目は半額、3人目以降は無料になります。(多子軽減措置)

※平成28年度より、市町村民税所得割課税額が57,700円未満の場合、第2子を半額、第3子以降を無料とする多子軽減措置の適用にあたり、第何子かを決定する際に算定対象となる子どもの年齢制限を完全に撤廃し、年齢に関わらず多子計算の算定対象とします。

※平成29年度より、市町村民税非課税世帯の第2子の保育料は無料となります。

【要保護世帯等軽減】

ひとり親世帯、在宅障害児(者)のいる世帯及び生活保護法に定める要保護者と同等に困窮していると市長が認める世帯で、市町村民税所得割課税額が77,101円未満の世帯については、下記の表の額となります。

各月初日の小学校就学前子どもの属する世帯の階層区分		利用者負担額(月額)(各階層区分の上段が保育標準時間認定を受けた場合、下段が保育短時間認定を受けた場合の金額)			
階層区分	定 義	3歳未満児	3歳児	4歳以上児	
2	1階層を除き、当該年度分(4月から8月までにあつては前年度分。以下同じ。)市町村民税非課税世帯	0円	0円	0円	
3	1階層及び2階層を除き、当該年度分の市町村民税の額の区分が右欄の区分に該当する世帯	市町村民税所得割課税額 48,600円未満			6,300円
4		市町村民税所得割課税額 48,600円以上 65,000円未満			6,300円
5		市町村民税所得割課税額 65,000円以上 77,101円未満			6,300円
					6,300円
			6,300円		

※要保護世帯等に該当し、市町村民税所得割課税額が77,101円未満の世帯について、年齢制限を完全に撤廃して第何子かを決定し、第2子以降の場合、無料になります。